

弥彦村と新潟経営大学との包括連携に関する協定書

弥彦村（以下「甲」という。）と新潟経営大学（以下「乙」という。）は、次のとおり包括連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が包括的な連携の下、相互に協力し、地域社会の発展と人材の育成に寄与することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について連携及び協力するものとする。

- (1) 教育、文化及び人材育成に関すること
- (2) 産業、観光及びまちづくりの振興に関すること
- (3) 福祉、保健、スポーツ及び健康増進に関すること
- (4) 自然、環境及び防災対策の推進に関すること
- (5) 国際交流に関すること
- (6) 生涯学習に関すること
- (7) その他前条の目的を達成するために必要な事項

（連携会議）

第3条 前条に掲げる事項の円滑な推進を図るため、甲及び乙で構成する連携会議を設置する。

（期間等）

第4条 本協定の有効期間は、協定締結日から3年間とする。ただし、期間満了の30日前までに、甲又は乙から何らかの申し出がないときは、同一内容で更に3年間延長するものとし、以後も同様とする。

（疑義の決定）

第5条 本協定に定める事項に疑義が生じたとき又は本協定に定めのない事項について定める必要があるときは、甲及び乙が協議して定めるものとする。

本協定締結の証として本書2通を作成し、甲及び乙それぞれ署名の上、各自1通を保有する。

令和 5年 11月 9日

甲 新潟県西蒲原郡弥彦村矢作402番地

弥彦村長



乙 新潟県加茂市希望ヶ丘2909番地2

新潟経営大学

学 長

